片品村合宿・研修等支援事業要領

R7.10　むらづくり観光課

＜事業趣旨＞

コロナ禍以降、合宿の廃止及び縮小が続いているなど、合宿・研修が減少する中で、合宿の回復並びに他合宿地域との差別化を図るため、合宿・研修を実施する団体に助成を実施し誘客、集客を図ることを目的とする。

＜補助対象者＞

片品村外の社会人、小・中・高・大学・短期大学・専門学校等のクラブ・サークル・ゼミナール・研修等（スポーツまたは文化活動の違いは問いません）

＜補助対象要件＞

期間	● 令和７年７月１５日から令和８年３月３１日までの間に片品村内で実施する合宿、企業研修等。 令和８年４月３日までに実績報告書の提出がない場合、交付決定が取り消しとなります。
要件	● 参加者数及び宿泊者数が１日１０人以上で事業実施の初日から２泊までの延べ宿泊者数が２０人以上であること。 ● 補助金上限額は１団体１００，０００円とする。 ● 当該年度内に事業が完了すること ※ ３月に開催する事業については終了後すみやかに実績報告書を提出すること。令和８年４月４日以降は受け付けません。 ● 主に営利を目的としていないこと。 ● 宗教的又は政治的活動を目的としていないこと。 ● 合宿、研修等に係わる経費で他の補助金等の交付を受けていないこと。 ● その他村長が不適切と認めるものでないこと。
宿泊	● 合宿等に参加する者が、村内の旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業に係る施設を利用し、延べ宿泊者数が（２０人以上）の宿泊を伴うこと。 ※ 補助対象は、事業実施の初日から２泊までとする。 ※ 日帰り合宿は、対象外

＜補助対象外＞

※ 大会等（イベント・会議など）に係る宿泊は対象外。ただし、大会等後の後泊は補助対象。

《例１》

１日目 練習等(宿泊×) → ２日目 大会等（帰路） **×対象外**

１日目 大会等(宿泊○) → ２日目 練習等（帰路） **○補助対象**

《例２》

３泊のうち３日目が大会等

１日目 練習等(宿泊○) → ２日目 練習等(宿泊×) → ３日目 大会等(宿泊○) → ４日目練習等(帰路)

合計２泊が補助対象

＜注意事項＞

- 同一年度内の同一団体への補助は１回限りとする。（同一団体で複数の施設に分宿する場合は、各宿泊施設単位で申請が必要。ただし、その場合でも同一団体の場合は上限額100,000円とする。）
- 日帰り合宿は対象外とする。

＜補助対象となる場合とならない場合の参考例＞

参考）　２泊とも対象となる合宿

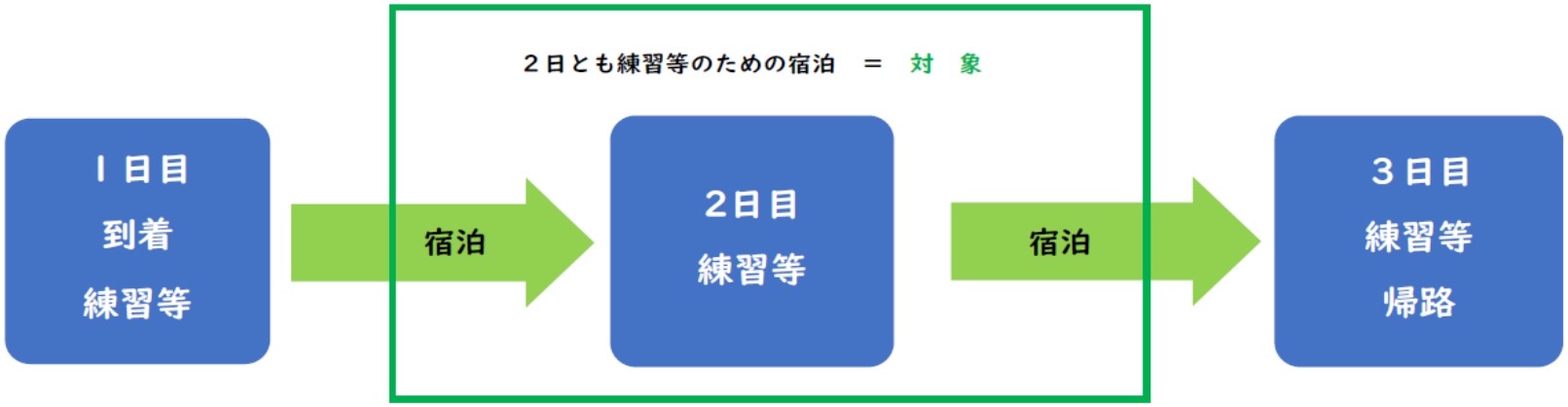

参考）　３泊のうち３日目に大会参加し、
更に後泊する場合の対象となる日・対象外となる日

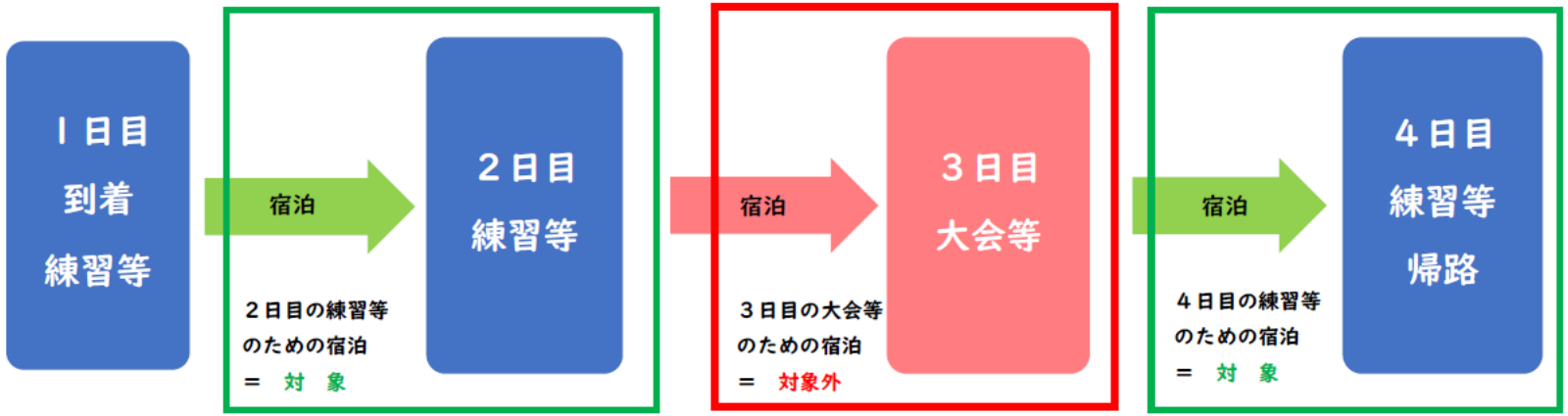

＜補助金額＞

	区分	延べ宿泊者数	補助額（1泊あたり）	上限額 （1団体）	補助金交付方法
補助額	合　宿 研修等	１泊１０人以上の宿泊で ２泊までの延べ宿泊者数が ２０人以上	１人１泊 × １，０００円 最大2泊まで	１００，０００円	現金振込 ※実績報告書提出時に 振込先口座を記入

補助金（現金）の交付は、事業終了後に補助額全額を団体等の指定口座へ振込みにて交付

＜幅広く補助金を活用するために＞

合宿・研修を実施する団体が幅広く補助金を活用できるように、下記の上限を設定させていただきます。上限を超えた場合は、補助金交付決定団体を選定する抽選を実施する場合がございます。

＜補助額の予算額の設定＞

- 合宿・研修を実施する期間に応じ、各募集期間を設けます。各募集期間において補助金の予算額を設定いたします。各募集期間において補助金が予算額上限に達した場合には、補助金交付決定団体を選定する抽選を実施する場合がございます。抽選を実施した場合は、片品村ホームページに抽選結果を掲載いたします。

＜補助金の申請方法①＞

1. 募集期間

事業実施時期により２回の募集を行います。

~~● １次募集　令和　７年　７月１５日～９月末までに合宿・研修を開始する団体・・・受付期間終了~~

● ２次募集　令和　７年１２月　１日～３月末までに合宿・研修を開始及び完了する団体

2. 募集期間

~~● １次募集~~ **受付期間終了**

~~募集期間　令和　７年　６月　２日（月）～　令和　７年　６月１６日（月）まで（１５日間）~~

~~交付決定　令和　７年　６月２５日（水）までに通知（抽選が無い場合も同じ）~~

● ２次募集

募集期間　~~令和　７年１０月１５日（水）～　令和　７年１０月３１日（金）まで（１７日間）~~

令和　７年１１月　１日（土）～　令和　７年１１月１７日（月）まで（１７日間）

交付決定　~~令和　７年１１月１０日（月）までに通知（抽選が無い場合も同じ）~~

令和　７年１１月２１日（金）までに通知（抽選が無い場合も同じ）

＜補助金の申請方法②＞

申請方法①をご確認いただき、募集期限までに指定の様式にてむらづくり観光課へ申請書一式を提出。
・オンラインフォーム（LoGoフォーム）にて提出してください（それ以外で提出したい方はご連絡ください）
＜提出書類＞
① 様式１　補助金申請書
② 別紙１　実施計画書
③ 別紙２　団体概要調書
④ 別紙３　宿泊者名簿
⑤ 別紙４　委任状（旅行代理店等が代理で申請する場合）

▼

（応募が設定した予算に達した場合、抽選を行います。）

▼

申請に問題が無い場合は交付決定通知を送付いたします。
※抽選を行い落選だった団体については、別途通知いたします。

＜注意事項＞
交付決定通知を受け取っただけでは、補助金は交付になりません。
補助金の交付の流れは次のページをご確認ください。

＜補助金の交付について＞
（実績報告）

交付申請②の手続きが完了している状態。
（交付決定通知を発行済）

片品村にて合宿・研修を実施。

合宿・研修の終了後、速やかに指定の様式にて実績報告書一式を提出。

＜提出書類＞
① 様式６　実績報告書（実績）
② 別紙５　実施報告書（実績）
③ 別紙６　宿泊者名簿（実績）
④ 宿泊を証明できる書類（領収書若しくは宿泊や支払を証明する書類の写し）
⑤ 事業を行った際の写真
⑥ 別紙７　振込口座報告書

報告書類に問題が無い場合は交付額確定通知を送付し、補助額を指定の口座にお振り込みいたします。

＜申請後の参加人数等の変更について＞

補助金の申請後に参加人数等の変更があった場合は、事業実施日の７日前までに様式５号「変更等申請書」にて変更申請を行ってください。

※ 補助金の増減を伴わない、軽微な変更については変更申請の必要はありません。
※ 申請が必要かどうか不明な場合は、「むらづくり観光課 合宿・研修等補助金係」までお問い合わせください。

申込書及び交付申請書提出先

〒３７８－０４９８
群馬県利根郡片品村大字鎌田３９６７－３
片品村役場　むらづくり観光課　合宿・研修等補助金係宛
ＴＥＬ　０２７８－５８－２１１２
ＦＡＸ　０２７８－５８－２１１０(代表)
メール　kanko@vill.katashina.gunma.jp（お問い合わせ先）